1　自動散薬分包機は、以下の要件を満たすこと。

1-1　当院のオーダリングシステムと連携し、散薬分包データは本院で使用中の散薬監査システム経由にて受信できること。また、散薬監査システムにて出力された監査記録紙のバーコードを読み込むことで分包データを特定し、ボタン１つで分包が開始できること。

1-2　安全性やメンテナンス性を重視し、薬品、用法、調剤指示コメントなど分包機が稼働するために必要なマスタは、当院の調剤部門システムのマスタと同期が出来ること。

1-3　オーダリングシステムに障害があった場合には、手入力にて散薬の分包及び印字が行えること。

1-4　分包紙の印字は全行熱転写方式であること。

1-5　分包紙の印字は鮮明であり、以下の項目を設定可能であること。

・ＩＤ、患者氏名、病棟、診療科、生年月日、年齢、処方区分、医師名、メモ、薬品名、薬品数量、用法など

1-6　分包終了時のカットの有り、無しが自由に設定できること。

1-7　分包紙への印字レイアウトは、ユーザーレベルでも編集が可能であること。

1-8　処方区分により自動で印字内容を選択できること。

1-9　機器構成は操作端末のタッチパネル式ノートPC1台、バーコードリーダー１台、自動散薬分包機本体の１台であること。

1-10　メンテナンス性や配分精度を考慮して、散薬の配分方式はＲ円盤を採用した機構であり、本体への散薬投入後は自動で配分できること。

1-11　散薬配分から分包への速度の効率化のため、Ｒ円盤は分包機１台に対し、２つ以上実装すること。

1-12　最高の分包速度は、45包／分以上であること。

1-13　１回の分包数が最小１包より最大93包まで出来ること。

1-14　使用する分包紙は薬品に対しての品質保持に優れていること。又シールずれのない二ツ折り分包紙を採用し交換も容易であること。

1-15　清掃のための集塵機を本体内に実装していること。またその集塵機は、最低でも以下の箇所を集塵できる機構であること。

１．分包機本体内部（ハンドクリーナー）

２．Ｒ円盤上

３．散薬投入部

４．分包紙への散薬投入部

1-16　メンテナンス性を考慮して、集塵機は市販の掃除機用紙パックを採用し、容易に交換、廃棄ができること。

1-17　錠剤の分包もできる機構を本体に有していること。

1-18　操作端末のオペレーティングシステムは、日本語対応 Windows 7 相当以上の性能機能を有していること。

1-19　操作端末の 1000Base-T 以上のインターフェースを１個有し、通信プロトコルはTCP/IP であること。

1-20　操作端末の CPU は､インテル Core i3-4010U プロセッサー(動作周波数 1.70 GHz)相当以上の性能機能を有していること。

1-21　操作端末の主記憶装置の容量は、２ＧＢ 以上であること。

1-22　操作端末の物理的容量は、１２８ＧＢ 以上の磁気ディスクを内蔵すること。

1-23　操作端末のモニターは、対角１１．６インチ以上・解像度１９２０×１０８０ドット以上の TFT カラーIPS 液晶 Full HD（静電容量式マルチタッチパネル)であること。

2　搬入、据え付け及び調整などに関して、以下の要件を満たすこと。

2-24　調達物品の搬入、据え付けや稼動のための調整を行なうこと。

2-25　装置の納入場所については、当院と協議すること。

3-26　オーダリングシステム及び調剤部門システムとの連携に必要な設備は、納入業者で用意すること。

3　障害支援体制について次の要件を満たすこと。

3-27　メンテナンスサービスの拠点が県内にあること。

3-28　本調達品の保証期間は、安定稼動時から１年間とすること。

3-29　取扱説明書は、日本語版で１部以上提供すること。

3-30　調達物品のうち薬事法の製造承認の対象となる医療用具については、厚生労働大臣の承認を受けていること。